時事新報

土地相應の事業ゑ從事す可し

農産物と云ひ製造品と云ひ土地の異同に由て各々其宜しきと別にするものあれば天の時を得て地利利ゑ合ひ多年の地方人民の手に慣れたる事業は勞費少なくして利潤割りゑ多しと雖ども土地不相應れ製産い利益毎に薄く して往々損失ゑ招くことさへ少あらず地方民間の實業に從事する人々は能く〳〵其土地の勢を審に て兼ねて他方海外の情を知りいよ〳〵利益の在る所を見定めて製品農産の方向を極ひべきなり某の物品或は其地方にて出來ざるに非らず出來て利なきにも非らざるべしと雖ども他の地方にして天時地利兩ながら宜しきゑ叶ひ勞費を少なくして同樣の物を得べき道もあらば其事業をば他に讓りて我れと我が所長を盡し自他相賴て各々其利益に潤はんこと實に殖産經濟上の要缺にして之と是ゑ分業の利便とは謂ふあり近來地方の有樣と聞くに僅かに方幾里の内にて萬物悉く備はり日用の品より貴澤に屬するものに至るまでも皆賣物にあらざるはあく然かも其物は其地方の製作に係るもの多くして物産日に繁昌するの趣を見る可しと云ふ、一通り此話と聞けば賑かなるが如くあれども殖産經濟の大策より考へて果して賀す可き事なるか我輩の見る所には却て其反對と恐るゝものなり我封建の時代には外交未ざ開けず内地攝々の間にても境を越えて有無相通するの道極めて不自由あり之が故に本意あくも天時地利を闕はすして一地方入用の物品とそその地方人民の手に製し農工商賈共に悉く方幾里の内に限らをて恰も萬物を包藏したる萬屋とも名く可き有樣ありしい其時代に止むを得ざる勢なりと雖ども今は昔ゑと事變はり内は攝屏の限りおく外は外國の交際を開き貿易自在にして分業行はれ同じ物産を出をゑも各地諸方の天時地利を參酌ゑて各々得意の業に從事し他人の受く可らざる利益を我れに專にすれば他人も亦我が企て及ぶ能はざる利益を收め世界萬國相持ちの姿とありて或人の考に日本全國の物産も其重もなるものは僅に一二品に限りては如何とまでに云ふ者さへある折柄顧ゑて地方民間の實業を見れば却て其反對に出で新事業の科目と增して物産の種類に多きを加ふると共に舊來の殖産法は都て之を怠り新製の物いまざ以て商賈市上を動かすに足らずして舊時の商賈品は漸く市上に跡を絶ち兩つながら失ふて得る所なきの事相と呈するものあるが如し抑も殖産の事たるや前にも云へる如く天時地利に關し又その地方人民の習慣熟練に由りて便不便は分るゝ所甚だしきものあるに漫に舊物を棄てゝ新利を求めんとも、奇を好むれ甚ざしきものと云ふ可きのゑ例へば其地方は元來紙類の製造ゑ適し民間既に其習慣と成して毎年の販賣少るかゑざりしに製紙家は他所より輸入する陶器の高直にして如何にも利益ありげに見ゆるより忽ち新業を運らし楮畑の近傍に粘土あるこそ幸ひれとて陶器の製造を新設し、其新事業いまだ緒に就かざるの際に又漆器を作ふんとゑ、漆器いまざ成らずゑて更に銅器に着手し、竹の乏しき地方に竹細工を企て、材本の不自由あるにも拘らず造船場を設けんとするが如き心事多端にして新工風に忙はしゝは如何ゑも殖産の業盛なるゑ似たれども顧みて舊來の製紙如何を見れば年々に其產出を減ずるのみか事業の衰微と共に先進の職工は其身に覺込みたる技術を忘れ後進の者共は熟練の方便を失ひ遂に一地方の物産を斷絶するの事實あきにあらを、以上は唯一例に示したるまでなれども製紙に限らず日本國中の物産を吟味したらば當時の繁盛と失ふて頓に衰微したるものは枚擧に遑あらざる可し而して其衰微は一時の世變に需要と減したるが爲めに由るものも多かる可しと雖ども若しも然るゑ於ては内國と問いずして海外の需要を調査すること肝要ある可し我國の物産は遠く歐米に行て聲價を得るのみならず近く支那人の好尚に適す可し又進んで遼羅安南より大洋諸嶋、到る處ゑ需要と見ざるはなし唯海外販賣の要品は品の種類の雜駁ゑ至て數の少なからんより苟も商賈品と名けたらば其品の精粗、價の高下に論なく寧ろ一種類ゑして其仕入れ斷絶せざるに在り左れば今我殖産に之漫に新奇を爭はずゑて舊來の習慣披憑と其ゑゝに利用し品柄の良否に論なく規模と大ひにして多數を製ゑ海外貿易の本法に從はんこと我輩は特に衷望する所あり

官報

○文部省訓令第十一號　北海道廳　府縣

凡ゾ學校ニ於テハ當ニ其生徒ノ學力ノミナラス兼テ人物ノ如何ニ注目シテ學力ト人物トヲ考定シ各等常優等ノ二等トシ卒業ノトキニ至リ之ヲ證明スル證書ヲ授與セシムヘシ就中尋常師範學校生徒卒業ノ上高等小學校長ニ任シ若クハ高等師範學校生徒ニ撰擧スルモノヽ如キハ先ツ其人物ノ優等ナルモノヨリ之ヲ撰拔スヘシ

明治二十年八月六日　文部大臣子爵森有禮

○遞信省告示第百四十一號

今般山口縣長門國下ノ關海峽ノ東口豐前國部崎燈臺沖飛ケ洲ノ北端ヲ示スタメ該洲大低潮時ノ水深五尋ノ處ニ一箇ノ浮標ヲ碇置ス

一該浮標ヨリ測定セル眞方位ハ左ノ如シ

部崎燈臺ハ凡ソ南四十六度五分東

串崎ハ凡ソ北二十五度三十五分西

滿珠島東端ハ凡ソ北三十五分東

一該浮標ハ鐵造圓錐形ニシテ赤黑ノ縱線ニ塗リ頂ニ赤色ノ籠球ヲ冠シ水面ヨリ高サ一丈ナリ

一該淺洲ハ大低潮時ノ水深二尋半ニシテ近時ノ發見ニ係ル

明治二十年八月六日　遞信大臣子爵榎本武揚

○遞信局及總監　佛國郵遞借官は先般新内閣組織の際大總官に附屬せられしが其和國大統領は去る六月十六日の官報を以て自今遞信局を置き大藏卿の直轄に歸する旨の布告を發し且つ參議官ゼオルジュクロン氏を以て同局總監に任じたり（本年六月十六日佛國官報）

○内閣　伊國内閣諸大臣は總理大臣の死亡せしにより一同辭表を上たり但し皇帝より何分の沙汰あるまで仍ほ其職に在るべし又其間クリスピー（Crispi）氏外務大臣に任ぜられたりと去二日發を以て在伊國公使館より當報ありたり（去る三日本欄參看）（外務省）（以上本年八月六日官報）

○明治二十年八月十九日の日食（前號の續き）

第三者（記錄者）は肉眼を以て大陽の最終の光線の消え行くを觀、寫紙を以て時間を直に記入す可き用意をゑす可し大陽の最終の光線の消えると同時にガラスを持てるものは時間を呼ふ可し然して第三者は直ちに續細に秒數を書き記るし次て分數をもまた注意して記錄し置く可しさてこれを終る後は觀測者は皆大陽の光線の再來を待つべし但し時計の秒數は其間に斷えず聞へるものとす（時計に秒針あるときは大陽の光線消えたるとき秒を觀る一人が己れの耳邊に時計を當き初めて大陽の光線消えたるとき時計のうりうの再出する間の零點きゝ〳〵を計るを良とす光線の再出する模樣は甚俄然あるものゆゑは注意してうの消失の時と同樣に秒及ひ分を書記す可し斯く記したる前後兩回の時計の差は即皆既の時間あり特に注意すへき件、皆既の初を判定するに最重要なる二原因あり而て種々の差異を生ずるあり之れ注意すへきとゑ第一は大陽の光線非常に薄弱となりて少しく濃きに過ぎたるガラスを通して見るときは其實地消失する前既に皆既の始まれるものと思はるゝ事あるより從て觀測者の合圖少しく早きに過るの恐れあり、さてこそを心得置かゝしむ可し

凡皆既の始は月の所影の來るが爲に暗さの色に著しく增するものあり故に過きたるの際より急なるときはこれうの早きの誤を正すには第三者は肉眼にて大陽を見居る人に左記の注意すへきとあり

第二の注意すへき點は第一と性質全く相反すこれは皆既中月體の周圍に現はるゝ紅焰（赤く輝きたる點）の光を認めて大陽の光と紛れ易きこと是なり、さてこの點は最要の時期を見失ふこと是なり、さてこの見極めたる時刻を定め而してうの時刻か一二秒まで互に一致するときは大凡皆正しきものとして三人の所到を各別々に記し置て可し蓋し煤ガラスを持てる人は第一の誤に陥り易く肉眼の觀測者は第二の誤を犯し易し

大陽の光の再出するとき月の暗體の周圍に稍と輝しき紅焰を現出す可し故に能く其光を混淆せざる樣為す可し觀測者如し南北限界近邊にあるときは皆既中紅焰を見ることもあり

觀測を終りし後は仲間の人々の定めし時刻及ひうの精密の度合を推考して之に加記し且觀測の場所を記して三人の連名保證をゑす可し後日うの場所の經緯度等を取調るに都合よき爲めうの近所の電信郵便局其他落名ある建物よりの距離方向等を記入し置く可し特に望ましきは成る可く各觀測仲間の報告を他の報告と比較せすして直ちに發附ありたしこれには如何に粗略にても苦しからざる故成るへく原記を添えんし

皆既中間の觀測を要する箇所

一新潟縣（中西）頸城郡　岩船郡東部（笹川、蒲萄、高根、岩崩、三面ノ各村以東）

一埼玉郡　南埼玉郡北部（箱崎、百間、須賀、篠津ノ各村以北）

北埼玉郡　幡羅郡北部（玉井、原郷ノ各村以北）

一群馬郡　北甘楽郡北部（松代村以北）

吾妻郡北部（大戸、須賀尾、河原湯、林村、新井、羽根尾、草津ノ各村以北）

（東西）群馬郡　南勢多郡　那波郡　佐位郡

新田郡　邑楽郡　山田郡

一千葉郡　印幡郡北部（神崎、臼井、佐倉、石川、別所、八街ノ各村以北）

東葛飾郡北部（加村、駒木ノ各村以北）　南相馬郡　武射郡

一茨城郡　猿島郡南部（上蓮町、岸田、諸川ノ各村以南）　岡田郡　豊田郡

北相馬郡　西茨城郡　筑波郡　河内郡

一栃木郡　安蘇郡南部（田沼、犬伏ノ各村以南）

一足利郡

一長野郡　水内郡東部（浅野、會井、大古間、平出、柏崎ノ各村以東）

下高井郡南部（今井、温井、桑名川、西大瀧、平瀧、森ノ各村以南）

一宮城郡　刈田郡（栗谷村以北ヲ除ク）　亘理郡南部（新地以南）

伊具郡南部（笠島、角田、尾山ノ各村以南）

一福島郡　行方郡北部（鹿島、草野、八木澤、磯場、蘆谷、小高ノ各村以北）

山形縣　西田川郡西部（鶴ケ岡、小淵、小國、後澤、野蕨、合澤、田澤ノ各村以西）

西村山郡西部（月山澤、澤口、黄見、小滝、十八丈、八沼ノ各村以西）

西置賜郡北部（折戸、石淵、金目、寺泉、中村ノ各村以北）

東置賜郡北部（河井、今泉、狐禅、宮内、大瀧、河沼、二井宿、高畠ノ各村以北）

南村山郡南部（村木澤、柏倉、片谷地、金谷、永野ノ各村以南）

石川縣　鳳至郡北端（鈴縣、金蔵、名舟ノ各村以北）　珠洲郡

（本年八月五日官報）

雜報

○兩毛鐵道會社　よては同鐵道線路一切の工事を日本鐵道會社に囑托せるより日本鐵道會社よては右ゑ使用もゑ鐵軌、橋材を本年五月中英獨兩國へ注文ゑ次で六月中には枕木凡六萬本買入の約定を爲し或は栃木佐野間の線路に當る驛地を買入れ或は小山に建築事務所を設置したる抔一々懇ろゑる配慮を得しらば創業の際より諸事着々歩を進めたり又本線の工事は專ら毛利二等技師、三村五等技師に擔任して去三月下旬小山に建設出張所を置き同時に小山より桐生に到る第一區線路の選定測量ゑ取掛りしが去る七月上旬全く其選定を終りて直樣小山、栃木、佐野、足利等各所の築堤切取に着手しだれば來る九月上旬迄に第一區線路三十二英里四十九チェーンの切取築堤工事を竣功すべき見込にて小山宿に接近せる思川架橋は本月下旬を待つて工事を始むると同時ゑ又第二區線路の測量及び渡良瀬川切取字赤岩の開切工事に取掛る手筈にて斯く工事のヌン〳〵捗取るのゑなゑず一切の費用ゑでも以前よりの豫算に比して殊の外低廉に仕上がり始め切取築堤の如きは一坪につき一圓六十錢ゑ見積りしものが目下締約せる定價に據ゑば三十五錢より六十錢内外にて竣功すべき望とありといふ又金銀出納は創業入費及び第一回募集株金外に雜收入として受入ゑたる合計金二十五萬零三百七十三圓四十一錢九厘にて内二十萬圓を總酸預金にして日本鐵道會社へ送り四萬圓を第四十一國立銀行へ預け他は出願前に要算費、雇業家屋買入、及び創業以來の諸入費に充て殘し置けり

中に殘し置けり

社の建設費ゑ支

車、橋材、荷車用

二萬圓を拂ひ一

々工事の捗取る

に第四十一國立

る七月中既に

るのゑか日本鐵

萬圓の上に出で

枕木等の買入れ

類二十萬圓以上

辨する計算なり

○雷墓の發見　

ーに於て六英里

りとの事なる

古の廣大なる墓

○イリス商社　

の海軍原ゑ本社

たるが目下の

約束なれば右の

昨今工事を急ぎ

○葡萄の大樹　

十餘年前甲州

や目下面積五

ありしが昨年い

年は五十間以上

○盟斯會社　

今度同志者と

本金に引直し之

圓の一社を起し

を手廣く營まる

て專ら計畫中な

○靜岡運送會社　

十一萬八千九百

十一斤、桑港

行二千四百五十

り神戸へ積出し

商へ賣込みた

各地より

二十年　二一八

十九年　二〇〇

十八年　二九五

十七年　一六四

○山葵油の試製　

は山間に山葵の

たらんゑは一

原大實氏が頃日

●旅館開業廣告

今般鹿原御入浴諸君其他御旅客御便利ヲ圖リ左ノ箇所ニ清潔ナル高樓ヲ建設シ專ラ鄙重厚直ヲ主トシ廿年八月九日ヨリ開業仕候間陸續御來車ヲ冀望ス

鹿原ステーション

竸賣廣告

來ル十日本館ニ於テ前第十時ヨリ

丈外織物、及びブラ

骨董、手拭、窓掛、ブ

參謀本部編纂課編纂

征西戰記稿　全五冊（上、中、下、附錄、附表）紙數千六百枚

實費金二圓三十八錢　但遞送料ハ別ニ申受ク

洋本製金三圓

明治十年西南ノ征討ハ六十有餘大家ノ兵ヲ以テ廿有餘

例年之通著中体

八月七日

從五位敬制